

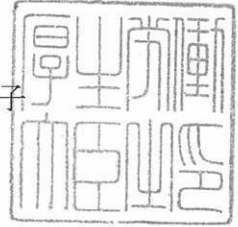


厚生労働省発老0907第2号
平成24年9月7日

社会保障審議会
会長 大森 彌 殿

厚生労働大臣

小宮山 洋子



諮 問 書

(東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正について)

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成23年厚生労働省令第53号）を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

○ 東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十三年厚生労働省令第五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>第二条 基準該当訪問看護の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）ごとに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数は、常勤で一以上とする。</p> <p>2 前項の規定は、平成二十五年三月三十一日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間適用する。</p> <p>第三条（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>第二条 基準該当訪問看護の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）ごとに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数は、常勤で一以上とする。</p> <p>2 前項の規定は、平成二十四年九月三十日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間適用する。</p> <p>第三条（略）</p>